

～ ～ ～ 日本脳炎 特例措置 ～ ～ ～

平成17年5月の日本脳炎ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、ワクチンを接種できなかった人で、下記の表に該当する人は、定期予防接種として無料で接種することができます。

◎平成15年4月2日から平成19年4月1日生まれの人（20歳未満の間、定期接種可能）	
接種を全く受けていない場合	①第1期初回接種として、標準的には6日以上28日以下の間隔で2回接種 ②第1期初回追加接種として、初回2回目接種後、標準的には概ね1年経過した時期に1回接種 ③第2期接種として、13歳以上の人に対して、初回追加接種終了後6日以上の間隔をあけて1回接種
第1期初回接種を1回受けている場合	①第1期接種の残りの2回を、6日以上の間隔で接種 ②第2期接種は、13歳以上の人に対して第1期の接種終了後、6日以上の間隔をあけて1回接種
第1期初回接種を2回受けている場合	①第1期初回追加接種として、第1期初回2回目の接種終了後6日以上の間隔で1回接種 ②第2期接種として、13歳以上の人に対して第1期接種終了後、6日以上の間隔をあけて1回接種
第1期初回接種、追加接種が済んでいる場合	①第2期接種として、13歳以上の人に対して、第1期終了後、6日以上の間隔をあけて1回接種